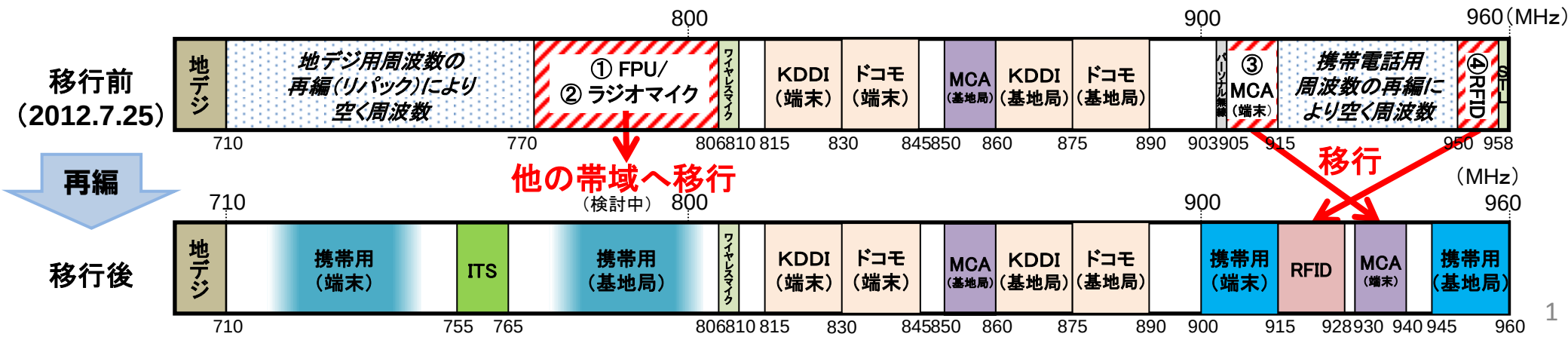


3. 9世代携帯電話システムの普及 のための周波数の割当てについて

I 基本的考え方

- ① 近年のトラヒック急増に対応するとともに、早期に3. 9世代携帯電話システムの普及を図るため、900MHz帯の周波数の割当てを実施
- ② 関係技術基準策定済みの900MHz帯については、来年初頭に15MHz幅×2を1者に割当てする
 900MHz帯の割当可能な周波数幅は15MHz幅×2であり、高速なブロードバンドサービスの提供を可能にするには15MHz幅×2が必要
- ③ 改正電波法に基づき、周波数移行を、当該周波数を希望する者による費用負担※で実施
 ※新設機器代金・工事費用等
- ④ 割当ての審査は絶対審査基準(申請者において最低限満たすべき基準)と競願時審査基準により実施(詳細は次項)
- ⑤ 周波数をより多くの者が利用できるようにするため、700MHz帯の割当てに当たっては、900MHz帯を割当てられた者を劣後させることとする



II 900MHz帯周波数の割当方針(審査方法)案

1. 絶対審査基準(最低限満たすべき基準)

- ①基地局設置場所確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有していること
- ②設備投資等に必要な資金調達及び開設計画の有効期間(10年間)が満了するまでに単年度黒字を達成する計画を有していること
- ③既存無線局の周波数移行に最低限必要な費用(1,200億円)に充てる資金を調達できること
- ④既存無線局の周波数移行期限(2017年度末)から1年後(2018年度末)までに3.9世代携帯電話の高速化※が実現していること 等

※現在既に提供されているもの以上の高速な通信システムの普及を図る観点から、75Mbps以上のシステムであることが条件

2. 競願時審査基準

以下の基準の順序に従い該当者が1者になるまで審査

(1)周波数移行に係る費用(上限2,100億円)を最も多く負担可能な者

(2)3.9世代携帯電話※の人口カバー率(2018年度末時点)が最も大きい者

(3)次の各項目に対し、総合的に最も適合している者

○周波数移行を実施するための対策・体制がより充実していること

→①既存免許人等との間で迅速な合意形成を図るための対策、②周波数移行を円滑に実施するための体制の有無により審査

○他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進するためのより具体的かつ多様な計画を有していること

→MVNO等多くの者に対するネットワーク開放に関する具体的な計画の有無により審査

○周波数の割当状況及び逼迫状況を勘案して、基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること

→①既に割り当てている周波数帯の差違、②既に割り当てている周波数当たりの加入者数の程度により審査

3. 今後のスケジュール(見込み)

割当方針案について、パブリックコメントを募集(10月22日～11月21日)の上、電波監理審議会諮問・答申を経て決定(12月中旬頃)し、申請受付。来年初頭には事業者決定(電波監理審議会諮問・答申が必要)。

900MHz帯周波数再編等に係る主な省令・告示(開設指針以外)の改正の概要

(1) 周波数割当計画の改正

- 900MHz帯における携帯電話用周波数の確保やMCA、RFIDシステムの周波数移行等を実現するため、周波数割当計画の改正を行う。

【変更の概要】

- ✓ 以下のシステムに新たに周波数を割当て、その使用を平成24年7月25日からとする。
 - ・ 900MHz帯携帯電話システム : 900-915MHz、945-960MHz
 - ・ (新)RFIDシステム : 915-928MHz
 - ・ (新)MCAシステム : 930-940MHz
 - ・ ITSシステム : 755-765MHz
- ✓ 旧RFID及び旧MCAの周波数の使用期限は、平成30年3月31日(2017年度末)までとする。
- ✓ パーソナル無線及び放送事業用固定局(STL等)の周波数の使用期限は平成27年11月30日までとする。

(2) 無線設備規則等の改正

① RFIDシステムの技術基準の整備

- 本年6月24日付け情報通信審議会一部答申「920MHz帯電子タグシステム等に関する技術的条件」を踏まえ、RFIDシステムの移行先周波数(950-958MHz → 915-928MHz)における新たな技術基準を整備する。

② MCAシステムの技術的基準の整備

- MCAシステム(端末局)の周波数移行に伴い、移行先周波数(905-915MHz → 930-940MHz)における新たな技術基準を整備する。

※ 上記RFIDシステム及びMCAシステムについては、現周波数における新規開設を平成24年12月末までとする経過措置を設ける。

③ 移動通信システムの技術基準の整備

- 本年5月17日付け情報通信審議会一部答申「900MHz帯を使用する移動通信システムの技術的条件」を踏まえ、900MHz帯(900-915MHz、945-960MHz)を使用する移動通信システムの技術基準を整備する。

④ 700MHz帯高度道路交通システム(ITS)の技術基準の整備

- 本年8月3日付け情報通信審議会一部答申「700MHz帯安全運転支援通信システムの技術的条件」を踏まえ、700MHz帯(755-765MHz)を使用する高度道路交通システムの技術基準を新たに整備する。

(参考) 電波法の一部を改正する法律の概要：周波数再編関係

改正の概要

特定基地局(携帯電話基地局)を新規に開設しようとする者が、既存無線局の周波数変更に要する費用を負担することによって早期にサービスを開始することができるよう、当該費用の負担に関する事項を開設計針の規定事項及び開設計画の記載事項に追加する。

※ 開設計画の認定制度は、開設計画の認定を受けた事業者のみに、特定基地局の免許の申請を認める制度。

改正の内容

- 開設計針の規定事項の追加
 - 既存システムの周波数の使用期限
 - 既存無線局による周波数の使用を使用期限前に終了させるために特定基地局を開設計しようとする者が行う費用の負担その他の措置(終了促進措置)に関する事項
- 開設計画の記載事項の追加
 - 終了促進措置の内容
 - 終了促進措置に要する費用の支弁方法
- 開設計画の認定の有効期間の上限を5年から10年に延長
- 終了促進措置の対象となる無線局に関する情報の提供

